

第22期第6回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年1月24日（月） 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議）
資料1

(2) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5トン以上）の操業について
（協議）
資料2

(3) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議）
資料3

(4) アサリじょれんの間口制限に係る委員会指示について（協議）
資料4

(5) 福岡湾におけるじょれんを使用したアサリ採捕の禁止に係る委員会指示に
ついて（協議）
資料5

(6) 一本釣りに使用する集魚灯（LED）に係る委員会指示について（協議）
資料6

(7) その他

・第38回筑肥漁場協議会について（報告）
資料7-1

・第22期第2回響灘連合海区漁業調整委員会について（報告）
資料7-2

覚 書 (案)

昭和46年4月27日締結した「唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業」の操業に関する確認書の取り扱いについて、
~~令和3年1月26日開催の第21期第5回筑肥連合海区漁業調整~~
~~令和4年2月1日~~ 第22期第1回
委員会において審議の結果、次のとおり決定したので、筑前・松浦海区漁業調整委員会会長は、ここに覚書を交換する。

記

- 1 昭和46年4月27日締結した確認書のうち第1の3の操業期間を福岡県糸島市地先海域（確認書では福岡県糸島郡地先海域）においては9月1日から翌年2月10日までとし、有効期間を~~令和4年~~ 令和5年5月1日までの1ヶ年間、これを延長する。
- 2 上記の確認書の記の第1の1の操業区域中の二重岳は、現在の二丈岳のことである（平成9年3月5日開催の第16期第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認）。
- 3 この覚書は、玄海・松浦海の基本協定書の付帯協定として調印した場合は、1の期間中といえども効力を失うものとする。
- 4 上記事項を証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び筑前・松浦両海区漁業調整委員会並びに福岡・佐賀両県に各1通を保有するものとする。

令和4年2月1日
~~令和3年1月26日~~

筑前海区漁業調整委員会 会長

~~富重信一
本田清郎~~

松浦海区漁業調整委員会 会長

川 寄 和 正

立会人

福岡県農林水産部水産局
漁業管理課 課長

中 原 亨

佐賀県農林水産部水産課 課長

~~中島則久
久野勝利~~

確 認 書

唐津湾における「かたぐちいわしまき網漁業」の入会操業については、昭和44年5月2日第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において、有効期間を1か年とする確認書を取り交し、昭和45年における取り扱いについては、前年の内容どおりの確認書が取り交わされた。

更に、昭和46年における取り扱いについては、4月10日開催された第3回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認事項の一部変更について審議するとともに、業者会聯を開催して検討したが、変更するに至らなかつたので、昭和46年のこの取り扱い、有効期間を改める場合は、いずれも昭和45年の確認書の内容どおり決定し、確認書を作成する。

記

第1 佐賀県知事が許可した「かたぐちいわしまき網漁業」が操業できる範囲は、次のとおりとする。

1 操業区域

福岡県糸島郡二丈町、二重岳頂上から同町配崎東端見通し線の延長線以西の海域

2 投網時間

前項の海域における投網時間は、日の出から日没まで

3 操業期間

福岡県糸島郡地先海域においては、福岡県側の「かた
くちいわしまき網漁業」の期間

4 禁止区域

福岡県糸島郡志摩町姫島、姫島の西側および南側距岸
800メートルの海域

第2 この確認事項の有効期間は、昭和46年5月2日から
昭和47年5月1日までとする。

第3 当連合委員会等は、確認事項の有効期間満了の日以前に
会議を開き、その後の取り扱いを定めるものとする。

2 前項の会議で有効期間満了後の取り扱いを決定する
ことができなかつた場合は、福岡・佐賀両県知事および水産庁
福岡漁業調整事務所長にこの調整を一任するものとする。

第4 当連合委員会および福岡・佐賀両県は、両県漁業者
および漁業従事者がこの確認事項を信義にもとづき誠実に遵
守するよう指導するものとする。

この確認書は6通作成し、当連合委員会、筑前・松浦両海
区漁業調整委員会および立会人が各自1通を保有する。


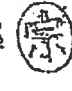

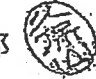



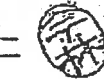
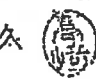


昭和46年4月27日

筑肥連合海区漁業調整委員会
委員 録 田

篠 田



Handwritten notes on the left margin, including a vertical list of names and symbols.

- " 浦 丸 正 親 
- " 宗 国 太 郎 
- " 中 島 甚 右 衛 門 
- " 久 保 山 勝 太 郎 
- " 宮 崎 潜 四 郎 
- " 野 崎 吉 三 郎 
- " 宮 崎 義 雄 
- " 今 林 久 二 
- " 高 崎 東 久 
- " 井 上 惣 吉 
- " 来 村 英 徳 

立 会 人

福岡県商工水産部水産課長

矢 野 政



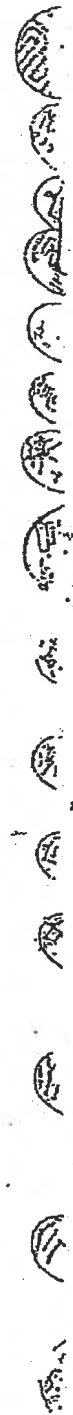
佐賀県経済部水産課長

牛 島

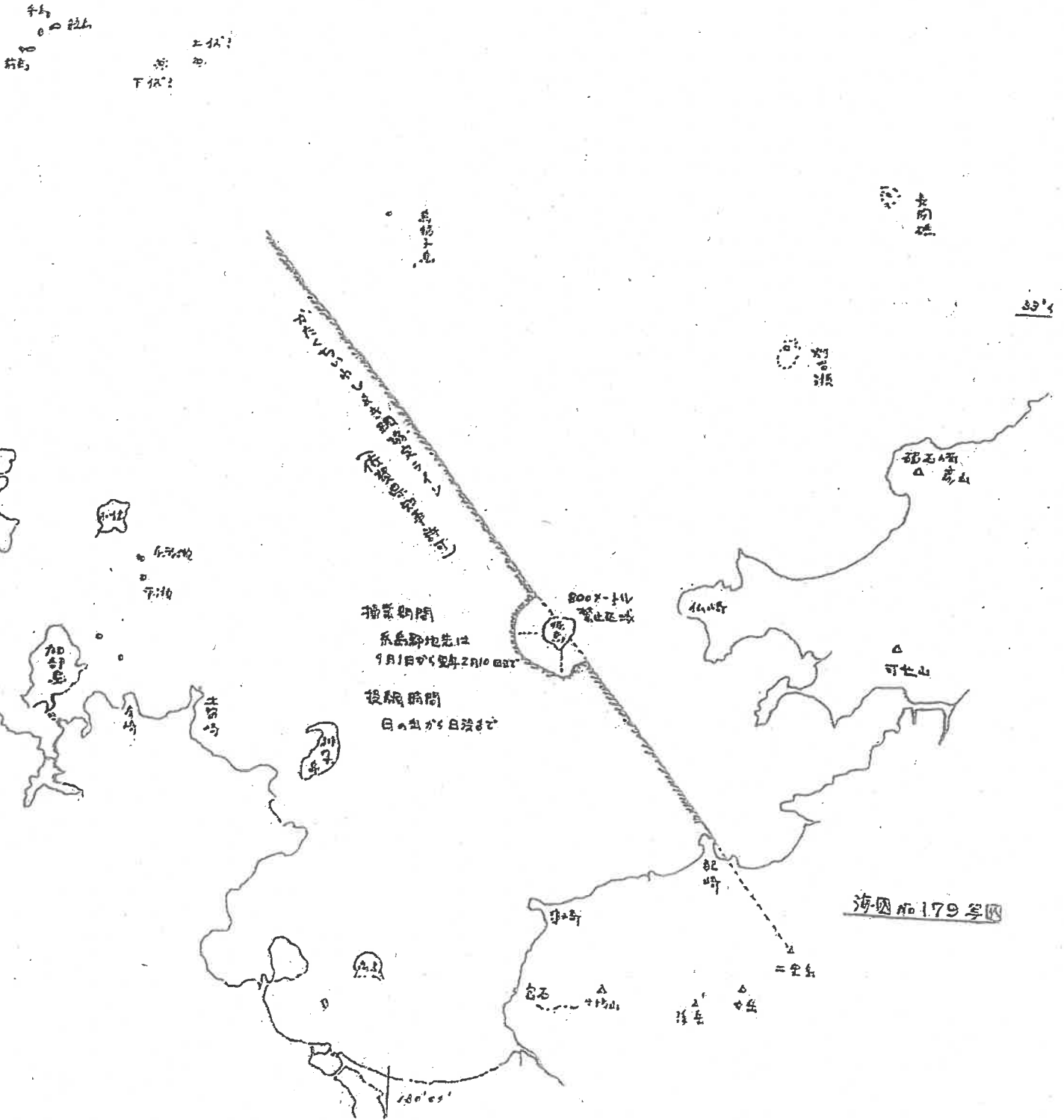


水産庁福岡漁業調整事務所長

山 田 隆 士



かたくちいわしまき網漁業協定



福岡県海域に入漁する佐賀県小型いかつり漁業の
 許可数(5トン船以上)及び漁船数の推移

項目 年度	5トン以上の 許可希望数	5トン以上の 入漁許可枠	5トン以上の 入漁許可数 (A)	許可が不必要の 5トン未満船数 (B)	筑前海区に入漁 する佐賀県船数 (A)+(B)
平成12	57	80	57	209	266
13	53	70	53	206	259
14	51	70	51	213	264
15	47	60	47	192	239
16	36	60	36	225	261
17	32	60	32	229	261
18	25	60	25	185	210
19	24	50	24	182	206
20	16	50	16	161	177
21	15	40	15	159	174
22	15	40	15	96	111
23	15	40	14	90	104
24	14	30	13	128	141
25	13	30	13	128	141
26	13	30	13	122	135
27	13	30	13	120	133
28	13	30	13	124	137
29	13	30	13	124	137
30	13	30	13	124	137
令和元	13	30	13	124	137
2	11	20	11	124	135
3	11	20	10	124	134
4	11				

覚 書 (案)

佐賀県海域に入漁する福岡県一そうごち網及び二そうごち網漁業については、昭和27年7月2日締結の玄海、松浦海漁業調整協定並びに同附帯協定によって操業されていたが、この原則に副わない点があり、しばしば佐賀県船との間に競合があった。

そのため昭和34年9月4日筑肥連合海区漁業調整委員会において別個にごち網漁業に関し1か年の協定をなし入漁の調整をはかってきた。

しかしその後、昭和39年から~~令和2年~~^{令和3年}までの間一部改正しながら1年の暫定として覚書を取り交わしてきた。

更にこれが改正のため~~令和3年1月26日~~^{令和4年2月1日}開催の~~第21期第5回~~^{第22期第1回}筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、第3条の~~令和2年~~^{令和3年}を~~令和3年~~^{令和4年}に、附帯事項のうち1の~~令和2年~~^{令和3年}を~~令和3年~~^{令和4年}に改めたほかは、いずれも~~令和2年3月6日~~^{令和3年1月26日}調印の覚書及び附帯事項のとおり、更に暫定として1か年間これを延長することに決定したので、この覚書を取り交わすものとする。

記

第1条 福岡県知事の許可する一そうごち網及び二そうごち網漁業（漁船の推進機関の馬力数は平成14年4月1日施行の漁船法施行規則に基づく80キロワット以内または施行前の規則に基づく25馬力以内とする。但し、平成14年のこの覚書の締結の際に、現に福岡県知事のごち網漁業の許可を受けていた者が、当該許可にかかわる漁船を使用し、同締結の際に当該漁船に搭載していた推進機関と同じものを搭載してごち網漁業を営む場合に限り、昭和57年7月18日施行の同規則に基づく馬力算定法による50馬力以内とする。）で、佐賀県知事の管轄する海域において操業できる区域は次の範囲とする。

- (1) 一そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端見通し線以東の佐賀県海域。ただし、佐賀県の共同漁業権漁場を除く。
- (2) 二そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端を見通したその延長線と、二神島北端から加唐島北端を見通した延長線との2延長線によつ

て囲まれた以東北の佐賀県海域。ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から
1, 450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

(3) 禁止期間は1月1日から3月15日まで。

第2条 福岡県二そうごち網漁業（馬力は第1条と同じとする。）のうち1統に限り
次の条件により次の区域（特別入漁区域）内において操業することができる。

1 特別入漁区域

次のイ、ロ、ハの3直線によって囲まれた佐賀県海域。

ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1, 450メートルの線によって囲
まれた区域を除く。

イ 加部島東端から加唐島東北端見通し線の延長線

ロ 加唐島北端から長崎県二神島北端見通し線

ハ 唐津市肥前町京泊宮崎鼻東端から馬渡島東端見通し線の延長線

2 入漁条件

イ 入漁の期間

特別入漁区域への入漁期間は、9月21日から10月30日までの40日間
とする。

ロ 操業方法

網は引き寄せたものとし、こぎ網してはならない。

ハ 漁業許可証及び入漁標識旗

特別入漁区域へ入漁する者は佐賀県知事の漁業許可を受け、かつ漁業許可証
及び入漁標識旗の交付を受けなければならない。

3 入漁船の義務

イ 特別入漁区域へ入漁する者は、佐賀県知事から交付された漁業許可証及び入
漁標識旗を同時に携行し、かつ標識旗はブリッジの左舷側の上部1メートル
の位置に確実に掲揚しなければならない。

ロ 入漁船は佐賀県漁船の操業中その妨害となる範囲内において操業してはなら
ない。

第3条 この覚書の有効期間は~~令和3年~~^{令和4年}4月1日から1か年とする。

ただし、松浦、筑前海区漁業調整委員会の合意により延長することができる。

この協定が成立したことを証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び松浦、筑前海区漁業調整委員会並びに佐賀県、福岡両県に各1通保管する。

令和4年2月1日
~~令和3年1月26日~~

筑肥連合海区漁業調整委員会委員

~~富 重 信 一
本 田 清 郎~~

上 田 直 子
~~太 田 耕 平
西 方 巧 三~~

~~井 上 博
折 居 裕 喜~~

~~板 谷 正 信
板 谷 孝~~

~~坂 本 政 彦
仲 西 利 弘~~

川 寄 和 正

池 田 宏 子

坂 本 安 則

梅 崎 博 昭

~~立 石 敏 光~~

坂 口 正 人

立 会 人

福岡県側

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

中 原 亨

佐賀県側

佐賀県農林水産部水産課長

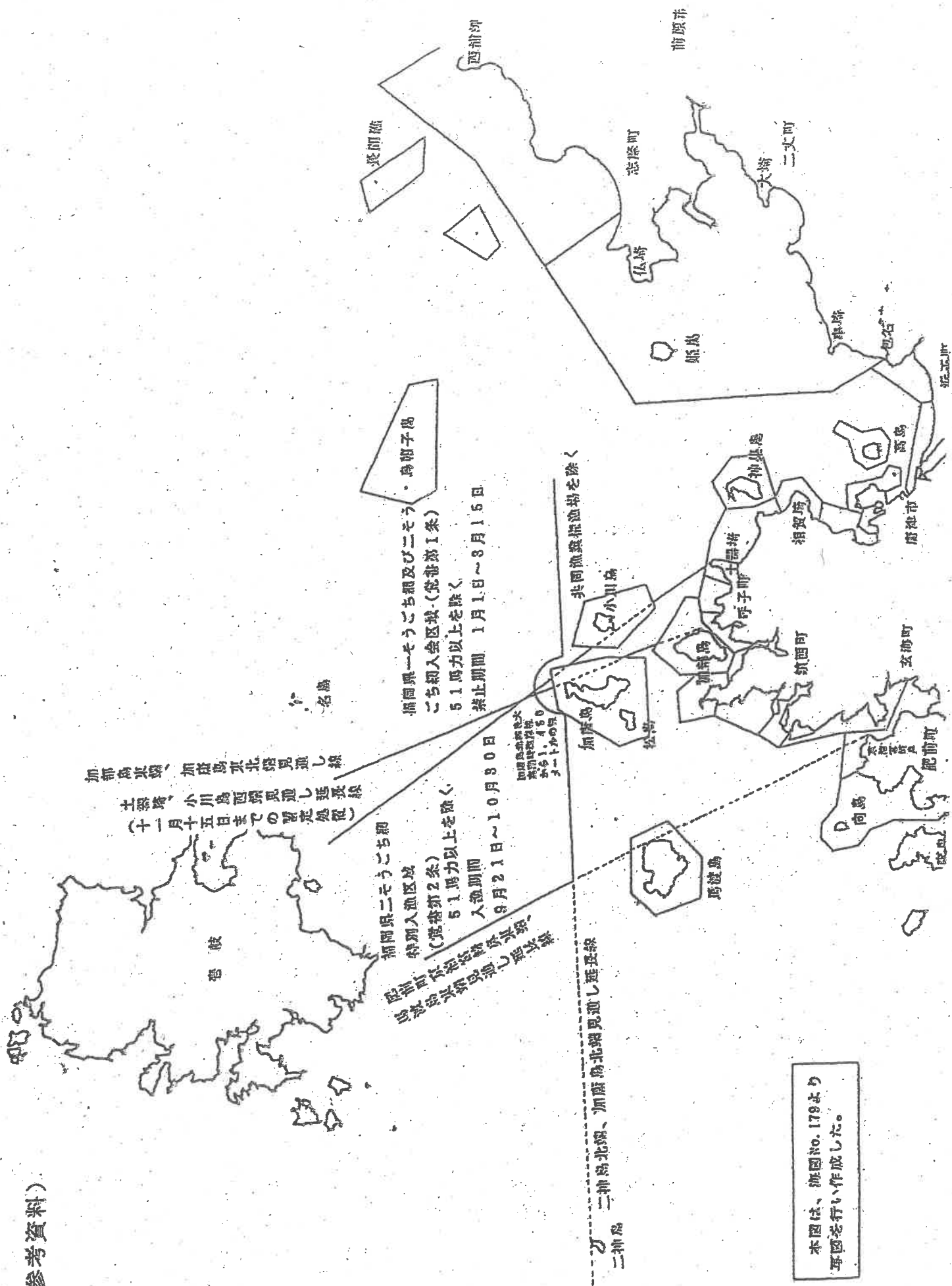
中 島 則 久
~~久 野 勝 利~~

附 帯 事 項

令和4年2月1日

~~令和3年1月26日~~調印した福岡県ごち網漁業の佐賀県海域入漁に対する附帯事項として次のことを定める。

- 1 覚書第1条に規定する入漁区域の線は、~~令和3年~~令和4年9月16日から~~令和3年~~令和4年11月15日まで暫定措置として土器崎から小川島西端見通し線の延長とする。
- 2 この協定に違反した入漁者に対しては、次のとおり処分するものとする。
 - イ 協定区域外の佐賀県海域に侵入した者は、その日から特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ロ 同一漁業組合の者が3件以上区域外侵入した時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ハ 佐賀県漁船の漁業を妨害（佐賀県ごち網、釣、延縄漁業等を包囲したり、漁具に被害を与えたりする等）した者は、その日以降その者の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ニ 同一漁業組合の者が3件以上佐賀県漁業の妨害をした時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
- 3 漁業許可証
覚書第2条3のイ及び附帯事項2のロ及びニに該当する義務の怠慢または違反があった時は、その者の所属する組合に割り当てられた全部の漁業許可証及び入漁標識旗をともに没収するものとする。



本図は、海図No.178より
写図を行い作成した。

(現行)

筑前海区漁業調整委員会指示第188号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、福岡湾(博多湾)内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和元年7月5日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

福岡市東区西戸崎東端と福岡市西区小戸妙見岬を結んだ直線と陸岸によって囲まれた福岡湾東部海域。ただし、筑前海区漁業調整委員会指示第183号及び第189号の適用海域を除いた海域。

2 じょれんの制限

アサリを採捕するじょれんは、間口35センチメートル以上のものを使用してはならない。

3 指示の期間

令和元年7月15日から令和4年3月31日まで

(原案)

筑前海区漁業調整委員会指示第202号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、福岡湾(博多湾)内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和4年 月 日(公報登載日)

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一

1 指示の適用海域

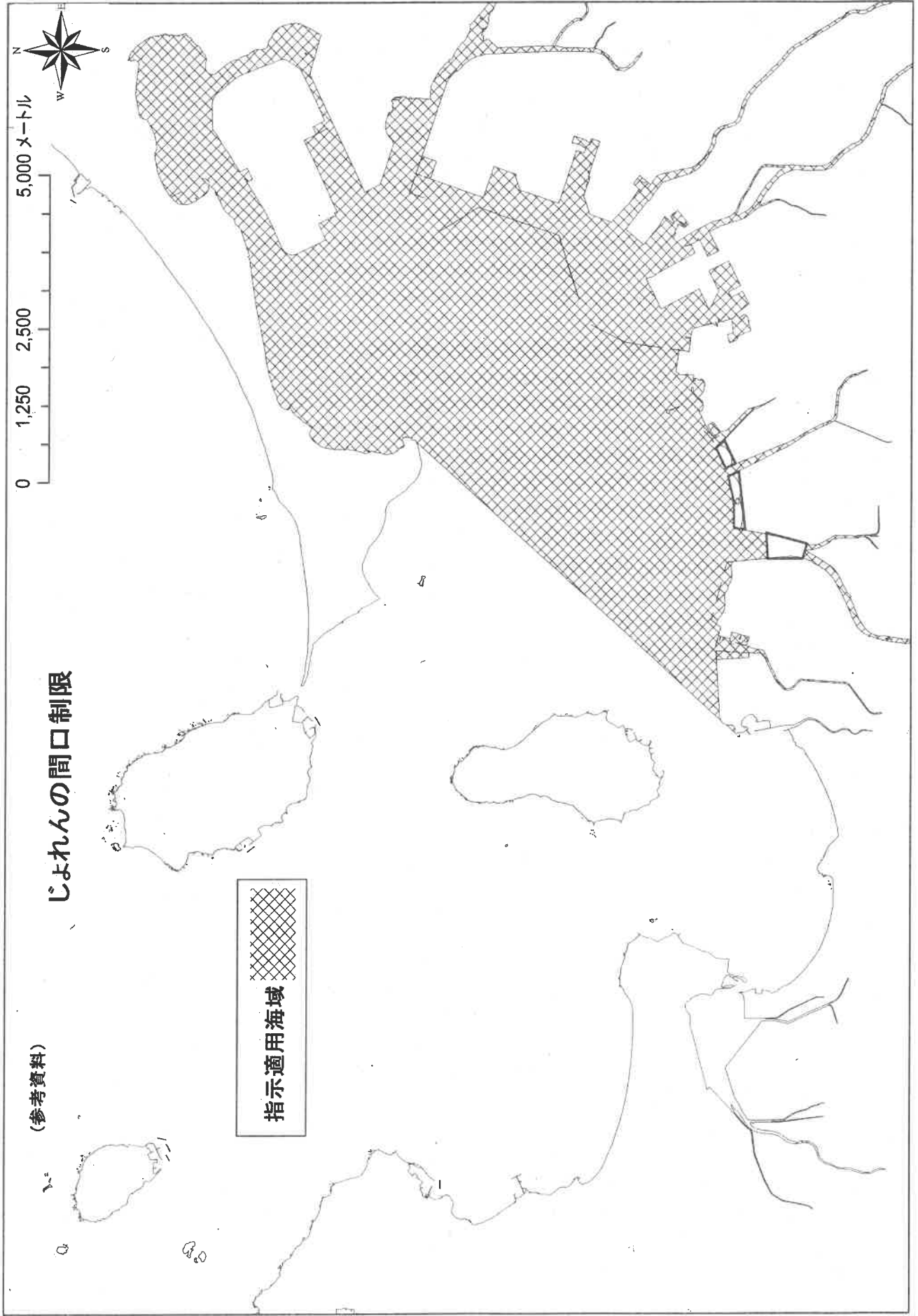
福岡市東区西戸崎東端と福岡市西区小戸妙見岬を結んだ直線と陸岸によって囲まれた福岡湾東部海域。ただし、筑前海区漁業調整委員会指示第201号の適用海域を除いた海域。

2 じょれんの制限

アサリを採捕するじょれんは、間口35センチメートル以上のものを使用してはならない。

3 指示の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで



令和3年12月1日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡市漁業協同組合
代表理事組合長 藤野 秀司



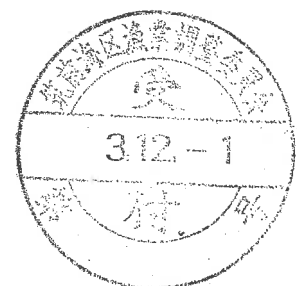
陳 情 書

貴委員会におかれましては、平素より筑前海における沿岸漁業の振興にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、当漁協が免許を受けている筑共第8号共同漁業権漁場内にはアサリの好漁場があり、共同漁業権魚種としてアサリの資源管理と増殖に努めてきたところです。また、共同漁業権漁場より湾奥の海域にもアサリが生息し、産卵母貝として湾内全域のアサリ資源にとって重要な役割を果たしていると考えております。

こうしたなか、地域外漁業者が福岡湾内において間口の大きなじょれんを使用してアサリを大量に漁獲する事例が多発しました。福岡湾内で、このような事例が多発することは、共同漁業権内はもとより湾内全域のアサリ資源の存続すら危うくするとともに、漁業秩序を大きく乱すものであり、容認できるものではありません。

つきましては、引き続き、福岡湾内におけるアサリ資源保護並びに漁業秩序維持のため、じょれんの間口制限についての委員会指示を継続していただけるよう特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



(現行)

筑前海区漁業調整委員会指示第189号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、福岡湾(博多湾)内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和元年7月5日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

(1) 室見川河口域

次のア点からイ点を見通した線(福岡市早良区百道浜4丁目地先及び福岡市西区豊浜1丁目地先の両岸に設置した各標識を結んだ線)及びウ点からエ点を見通した線(室見川と金屑川の合流点から下流約20メートルで両岸を結んだ線)並びに陸岸によって囲まれた海域

ア点 北緯33度35.476分 東経130度20.720分(世界測地系)

イ点 北緯33度35.463分 東経130度20.467分(世界測地系)

ウ点 北緯33度35.147分 東経130度20.468分(世界測地系)

エ点 北緯33度35.109分 東経130度20.614分(世界測地系)

(2) シーサイドももち海浜公園(百道浜地先)

次のオ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

オ点 北緯33度35.728分 東経130度21.382分(世界測地系)

カ点 北緯33度35.825分 東経130度21.328分(世界測地系)

キ点 北緯33度35.771分 東経130度21.063分(世界測地系)

ク点 北緯33度35.767分 東経130度20.786分(世界測地系)

ケ点 北緯33度35.665分 東経130度20.768分(世界測地系)

(3) シーサイドももち海浜公園(地行浜地先)

次のコ、サ、シ、スの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

コ点 北緯33度35.863分 東経130度21.710分(世界測地系)

サ点 北緯33度35.934分 東経130度21.626分(世界測地系)

シ点 北緯33度35.849分 東経130度21.414分(世界測地系)

ス点 北緯33度35.757分 東経130度21.461分(世界測地系)

2 指示の内容

じょれんを使用してアサリを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和元年8月1日から令和4年3月31日まで

(原案)

筑前海区漁業調整委員会指示第201号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、福岡湾(博多湾)内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和4年 月 日(公報登載日)

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一

1 指示の適用海域

(1) 室見川河口域

次のア点からイ点を見通した線(福岡市早良区百道浜4丁目地先及び福岡市西区豊浜1丁目地先の両岸に設置した各標識を結んだ線)及びウ点からエ点を見通した線(室見川と金屑川の合流点から下流約20メートルで両岸を結んだ線)並びに陸岸によって囲まれた海域

ア点 北緯33度35.476分 東経130度20.720分(世界測地系)

イ点 北緯33度35.463分 東経130度20.467分(世界測地系)

ウ点 北緯33度35.147分 東経130度20.468分(世界測地系)

エ点 北緯33度35.109分 東経130度20.614分(世界測地系)

(2) シーサイドももち海浜公園(百道浜地先)

次のオ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

オ点 北緯33度35.728分 東経130度21.382分(世界測地系)

カ点 北緯33度35.825分 東経130度21.328分(世界測地系)

キ点 北緯33度35.771分 東経130度21.063分(世界測地系)

ク点 北緯33度35.767分 東経130度20.786分(世界測地系)

ケ点 北緯33度35.665分 東経130度20.768分(世界測地系)

(3) シーサイドももち海浜公園(地行浜地先)

次のコ、サ、シ、スの各点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域

コ点 北緯33度35.863分 東経130度21.710分(世界測地系)

サ点 北緯33度35.934分 東経130度21.626分(世界測地系)

シ点 北緯33度35.849分 東経130度21.414分(世界測地系)

ス点 北緯33度35.757分 東経130度21.461分(世界測地系)

2 指示の内容

じょれんを使用してアサリを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(参考図)





農水振第 123 号

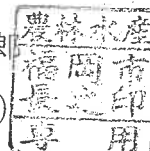
令和3年11月8日

筑前海区漁業調整委員会

会長 富重 信一 様

福岡市長 高島 宗一郎

(農林水産局水産部水産振興課)



博多湾アサリ資源保護に係る漁業調整委員会指示の継続について (要望)

晩秋の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、平素から本市水産業の振興にご支援、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、室見川河口域及びシーサイドももち海浜公園においては、筑前海区漁業調整委員会指示第189号により、博多湾内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリ資源の保護を図るため、令和元年8月1日から令和4年3月31日まで、じょれんを使用したアサリ採捕が禁止されているところです。

本市では、博多湾のアサリ資源保護のため、福岡県と連携して、西部海域において移植放流、海底耕うん等のアサリ資源保全活動を行う漁業者団体への支援や種苗放流等を実施しており、昨今、若干の資源回復の兆しは見られるものの、さらなる資源回復のためには、継続した取組みとともに、湾全体のアサリ供給源である室見川河口域及び母貝保護エリアとして重要な位置を占めるシーサイドももち海浜公園における資源保護が必要と考えております。

つきましては、アサリ資源保護に係る事業を継続するとともに、漁業者、遊漁者等への啓発にも努めてまいりますので、令和4年4月1日以降も現行の委員会指示を継続して発出していただきますようよろしくお願いいたします。



一本釣りに使用する集魚灯に係る委員会指示について

筑前海区における釣りの集魚灯の規制の考え方

・福岡県漁業調整規則による規制

福岡県漁業調整規則 40 条により沿岸域及び沖ノ島、小呂島、烏帽子島の 3 海里以内においては（委員会指示では A 海域と規定）、集魚灯に使用する電球は 10 キロワット以内に制限

・許可漁業の制限措置による規制

小型いかつり漁業（5 トン以上 30 トン未満の漁船を使用してイカを目的に行う釣り）は、許可漁業として、制限措置により委員会指示と同等の規制（45 キロワット以内、ソケット数）を実施

・委員会指示による規制

本委員会指示は、漁業調整規則の規制の及ばない海域（委員会指示では B 海域と規定）、小型いかつり漁業の規制が及ばない一本釣りをを行う漁船について、集魚灯の光力（45 キロワット以内）及び電気設備（ソケット数）の規制を行うもの

また、漁業調整規則や小型いかつり漁業の規制には定義されていない LED 灯の取り扱いについても規定

委員会指示発出のこれまでの経過

・光力の規制

一本釣りに使用する集魚灯に係る委員会指示は、光力 30 キロワット以内の規制が平成元年に初めて発出された（H1.3.30 指示 49 号）。その後、平成 6 年に 45 キロワット以内に引き上げられた（H6.3.17 指示 67 号）。

・電気設備（ソケット数等）の規制

光力 45 キロワット規制のみでは、他県船の違反等に対する秩序維持が図れない状況があり、平成 11 年に「装着できる放電灯 3 キロワット以内のもの 15 灯以内」の規制が追加された（H11.3.29 指示 92 号）。さらに平成 18 年にはソケット数の規制も追加された（H18.3.28 指示 121 号）。

・LED 灯の取り扱い

また、平成 29 年に今後、従来の放電灯より消費電力の低い LED 灯を使用する漁船が出てきた場合、これまでの規制だけでは、不十分と言うことで、LED 灯を使用した場合の消費電力換算の規定が追加された（H29.1.6 指示 178 号）。

(現行)

筑前海区漁業調整委員会指示第196号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和3年1月15日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎

1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

2 指示の適用海域

(1) A海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島臼島灯台

(2) B海域

A海域を除く海域

3 指示の内容

集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。

(1) A海域において、集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。

(2) B海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内とする。

ウ 放電灯装着用ソケット数は15個から、LED取扱電力を3で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B海域において、点灯できる集魚灯は電球の消費電力とLED取扱電力の合計が45キロワット以内とする。

4 指示期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(原案)

筑前海区漁業調整委員会指示第199号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和 年 月 日（公報登載日）

筑前海区漁業調整委員会

会長 富重 信一

1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

2 指示の適用海域

(1) A海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台

(2) B海域

A海域を除く海域

3 指示の内容

集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。

(1) A海域において、LED灯を使用して一本釣りをを行う船舶の集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。

(2) B海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内とする。

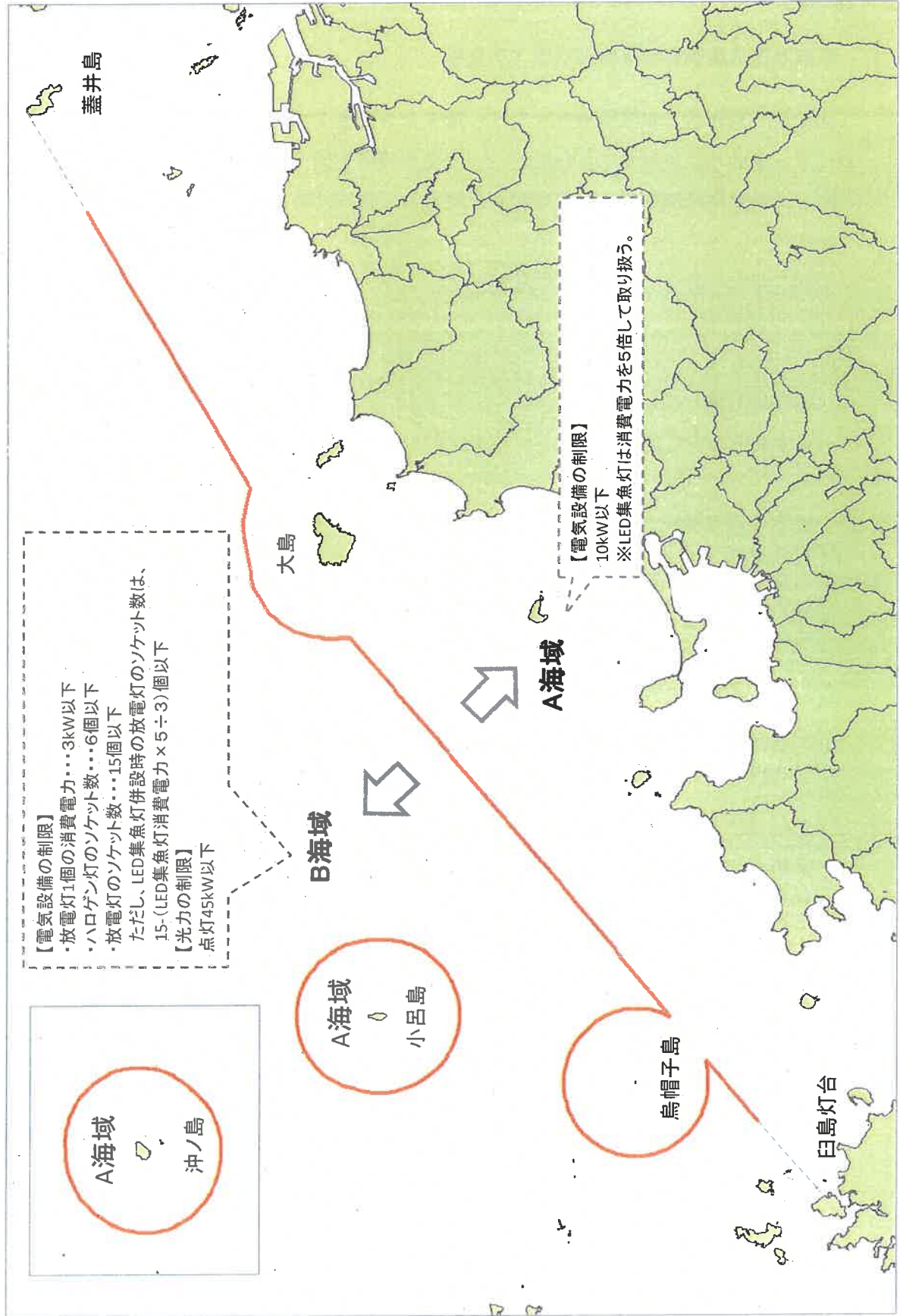
ウ 放電灯装着用ソケット数は15個から、LED取扱電力(キロワット換算値)を3で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B海域において、点灯できる集魚灯は電球の消費電力とLED取扱電力の合計が45キロワット以内とする。

3 指示期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

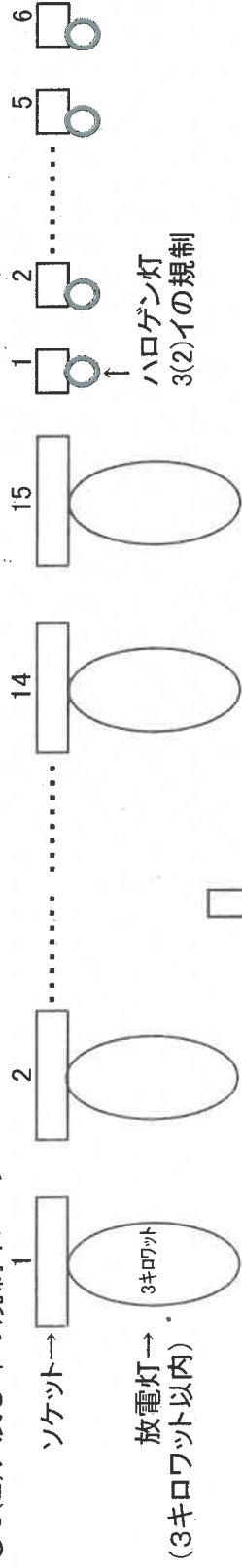
指示の適用海域図



一本釣りに使用する集魚灯の規制イメージ図

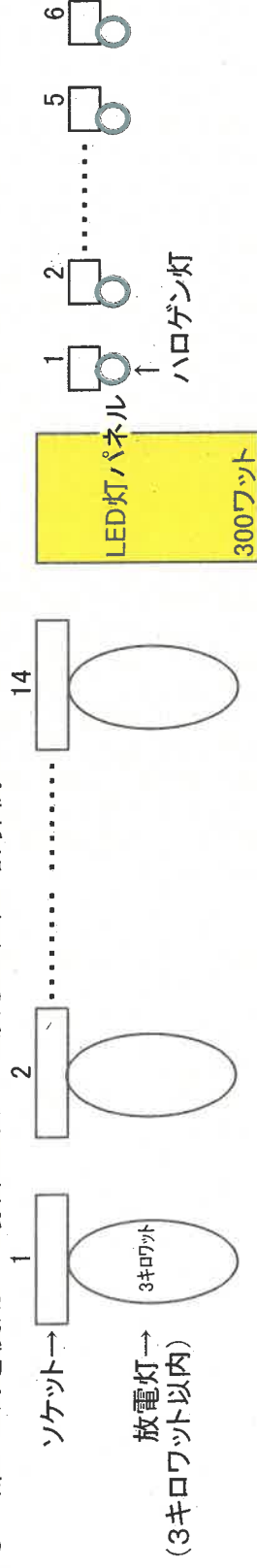


○3(2)ア及びイの規制イメージ



3キロワット×ソケット15個＝45キロワット

○一部LED灯を使用した場合のイメージ及び3(2)の計算例



3(2)ウの計算例

消費電力が300ワットのLED灯を装備する場合の計算例

- 300ワットの5倍で、LED取扱電量＝1500ワット
- 1500ワット÷1.5キロワット→LED取扱電力をキロワット換算
- 1. 5キロワット÷3＝0.5→切り上げで1となり1を減ずる
- ソケット数15個－1個＝14個以内

令和3年9月29日

光力規制及びLED集魚灯の規制に関する要望書

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県漁業協同組合連合会
代表理事会長 佐藤 政俊



日頃より筑前海沿岸漁業の振興につきましては、多大なるご尽力を賜るとともに、当会に関しても格段の御指導、御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、筑前海における一本釣りについては、集魚灯の消費電力やソケット数を規制する貴委員会指示により、我々漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避が図られてまいりました。

さらに近年では、省エネルギーに優れたLED集魚灯に対する関心が高まってきたことから、LED集魚灯については、消費電力に5を乗じた値を取扱電力とすること等を新たに追加した委員会指示を発出して頂きました。そのことにより、現在も以前と変わらず操業秩序の維持等を図ることが出来ている次第でございます。

現在の指示は今年度までとなっておりますが、当会と致しましても今後も漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避のため、引き続き委員会指示発出について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。



令和3年9月29日

光力規制及びLED集魚灯の規制に関する要望書

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県筑前海釣漁業協議会
会長 丸田 陽



日頃より筑前海沿岸漁業の振興につきましては、多大なるご尽力を賜るとともに、当協議会に関しても格段の御指導、御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、筑前海における一本釣りについては、集魚灯の消費電力やソケット数を規制する貴委員会指示により、我々漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避が図られてまいりました。

さらに近年では、省エネルギーに優れたLED集魚灯に対する関心が高まってきたことから、LED集魚灯については、消費電力に5を乗じた値を取扱電力とすること等を新たに追加した委員会指示を発出して頂きました。そのことにより、現在も以前と変わらず操業秩序の維持等を図ることが出来ている次第でございます。

現在の指示は今年度までとなっておりますが、当協議会と致しましても今後も漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避のため、引き続き委員会指示発出について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。



第 3 8 回筑肥漁場協議会

- 1 日時 令和4年1月13日(木) 午後3時～
- 2 場所 糸島漁業協同組合本所 大会議室
福岡県糸島市志摩岐志 778-5 (電話：092-328-2311)
- 3 議題
 - (1) 会長の改選について
坂本政彦(福岡県)委員を選出
 - (2) 会長職務代理者の改選について
坂本安則(佐賀県)委員を選出
 - (3) 福岡佐賀両県いかかご漁業の操業協定について
現状の内容で協定書を更新(年月日を時点修正)
 - (4) その他

第38回筑肥漁場協議会出席者名簿

日 時:令和4年1月13日(木) 15:00～

場 所:糸島漁業協同組合 大会議室

糸島市志摩岐志778-5

福岡県		佐賀県	
所 属	氏 名	所 属	氏 名
(漁業調整委員会委員)		(漁業調整委員会委員)	
筑前海区漁業調整委員会	坂 本 政 彦	松浦海区漁業調整委員会	坂 本 安 則
(漁業協同組合代表者)		(漁業協同組合代表者)	
糸島漁業協同組合 代表理事組合長	仲 西 利 弘	佐賀玄海漁業協同組合 唐津市統括支所	岩 本 一 孝 <small>(渡船欠航により欠席)</small>
糸島漁業協同組合 船越地区代表理事	仲 西 高 志	神集島支所 運営委員 佐賀玄海漁業協同組合 呼子町統括支所運営委員	福 本 松 次
(漁業現業代表者)		(漁業現業代表者)	
糸島漁業協同組合 船越支所	中 松 正 和	佐賀玄海漁業協同組合 唐津市統括支所神集島支所	西 元 千 年 <small>(渡船欠航により欠席)</small>
糸島漁業協同組合 船越支所	藤 野 一 豊	佐賀玄海漁業協同組合 呼子町統括支所	藤 田 清 次
糸島漁業協同組合 福吉支所	梅 本 康 悦		
(漁業調整委員会事務局)		(漁業調整委員会事務局)	
事務局長 主任主事	秋 元 聡 山 田 菜美子	事務局長 主任主査	江 口 泰蔵 川 崎 明弘
(漁業管理課)		(水産課)	
漁業調整係長 事務主査	上 田 拓 有 吉 裕 子	漁業調整担当係長	寺 田 雅彦
		(佐賀県玄海水産振興センター) 船舶運行・調査取締担当	

共通資料
第38回筑肥漁場協議会
令和4年1月13日

福岡佐賀いかかご漁業協定書(案)

令和4年1月13日
~~令和2年1月16日~~

協 定 書

令和4年1月13日 福岡県糸島市志摩岐志778-5「糸島漁業協同組合」
~~令和2年1月16日 佐賀県唐津市新興町2-3番地「唐津市近代図書館」~~において開
催された第~~37~~³⁸回筑肥漁場協議会で、福岡・佐賀両県漁民のいかかご漁業の操業につい
て協議し、漁業秩序の維持と円満な操業を図るため下記のとおり協定する。

記

1 操業区域

いかかご漁業の操業については、従来の操業実績を勘案の上、佐賀県漁民の操業する区域を包石・名島本島見通し線に接するA区域及びB区域とする。

A区域（点ア・イ・ウを順次に結ぶ三角区域）

点ア 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

点イ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線の延長線との交点

点ウ 包石・名島本島を結んだ線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線との交点

B区域（点㊦・㊧・㊨を順次に結ぶ三角区域）

点㊦ 包石・名島本島を結んだ線（A）、唐津市鎮西町松島北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ線の延長線（B）、及び糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端（※注1）と糸島市志摩野北碓石埼のタカリ（※注2）を結んだ線の延長線（C）の3線（A. B. C）の交点

点㊧ シイネ西端

点㊨ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

2 操業期間

福岡県 2月10日から4月30日まで

佐賀県 2月1日から4月30日まで

なお、いかかごの標識（ウケ）に船名を明記し、操業上相互に支障のないように努めるものとする。ただし、2月5日までに漁具を完全に撤去することを条件として、1で定めた区域より若干東側の区域における操業を認めるものとする。

3 有効期間

この協定書の有効期間は令和~~2~~⁴年2月1日から1年とし、翌年の漁場行使については漁期前に協議の上決定する。ただし、この協定書の有効期間の満了日の2ヶ月前までに、関係者から改廃の申し出がない場合は、更に1年間に限り延長するものとする。

この協定書は2通作成の上、それぞれ保管するものとする。

令和4年1月13日
~~令和2年1月16日~~

筑肥漁場協議会

福岡県代表

筑前海区漁業調整委員会

委員

坂本政彦
~~伸西利弘~~

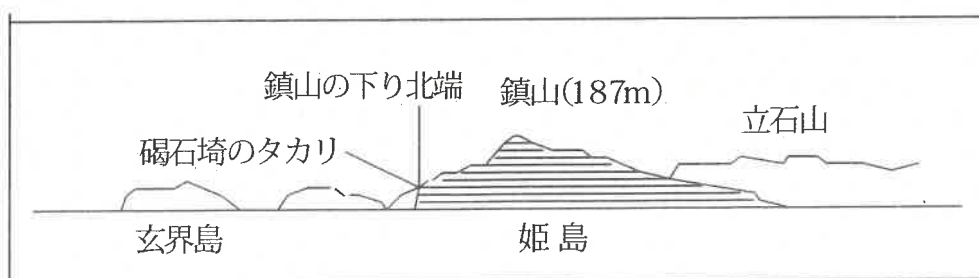
佐賀県代表

松浦海区漁業調整委員会

委員

坂本安則

※注1 「糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端」とは、B区域点⑦から糸島市志摩姫島をながめ、下図に示す点をいう。



※注2 「糸島市志摩野北碓石崎のタカリ」とは、糸島市志摩野北彦山（232メートル）から北西方向距離約600メートルの高頂をいう。

第22期第2回響灘連合海区漁業調整委員会について

1 時期：令和4年2月下旬～3月上中旬頃

2 場所：コロナの影響がなければ下関市で開催予定

3 予定されている議題

- ・第1号議案 山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書について
- ・その他 報告事項 響灘調整に係る行政間協議の経過報告について

○「響灘調整に係る行政間協議の経過報告について」昨年度報告内容

(令和3年3月10日開催の第21期第5回響灘連調委議事録の該当部分の引用)

事務局（山口県）からの説明：響灘における山口県・福岡県の行政間協議におきましては、水産庁九州漁業調整事務所に中立の立場からご指導をいただきながらすすめているところです。①これまでの連調委において、両県漁業者が安心して操業できる体制づくりを進めるため、対県中央線以西の海域について漁業者の操業実態及び取締・指導体制の検討を行うこととされていまして行政間協議の進捗状況についてご報告いたします。

令和3年2月17日に、水産庁九州漁業調整事務所立会いのもと、両県行政間協議を行い、②現状、同海域において早急に対応が必要となるような大きな操業トラブルは発生していないとの認識で一致しました。同海域における両県の取締・指導の状況についても確認の上、今後も引き続き自県漁業者に対し取締・指導を行っていくことで両県が合意しました。

③宿題となっていました、他海域における協定等も参考にしながらの、同海域における両県の取締体制の整理や行政処分のあり方に関する検討については、今年度は大変申し訳ございませんけれども、新型コロナウイルスの影響や漁業法の改正に伴う諸対応のため、当初の想定ほど、作業を進めることができておりません。

今後、新型コロナウイルスまん延防止対策の状況も考慮しながら、鋭意、作業の再開、協議検討を進めてまいりたいと思っております。報告は以上でございます。

○現在の行政間協議の状況

令和3年12月22日に、両県行政・九州漁業調整事務所担当者による対面での行政間協議を実施し、「両県の取締体制の整理や行政処分のあり方に関する検討」を行ったが、合意には至っていない。

